

令和 8 年

伊豆の国市教育委員会 1 月定例会

会議録

令和8年伊豆の国市教育委員会1月定例会

開会年月日 令和8年1月27日(火) 午後3時00分～午後5時10分

場 所 市役所長岡庁舎3階 第5会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 12月定例会会議録及び1月臨時会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行:教育長)

日程第1	報告第1号	伊豆の国歴史館いずしるサポーター設置規約の制定について
日程第2	議案第2号	令和8年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について
日程第3	議案第3号	伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について

- 8 閉 会 (教育長)

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏
	同	委員	宮代麻衣子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡邊直人
教育施設整備課長	植松明久
生涯学習課長	近藤卓哉
文化財課長	工藤雄一郎
幼児教育課長	平井仁史
学校教育課統括監	濱田晃治
企画課歴史・文化拠点施設整備室長	内田航

会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	古 木 智 己
教育総務係長	田 村 由 美
学校教育課教育総務係	鈴 木 由 佳

9 その他（進行：学校教育課長）

① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

② 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年2月24日（火） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和8年3月25日（水） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和8年教育委員会1月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員をお願いいたします。

■学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日1月27日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会12月定例会及び1月臨時会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長をお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第1号「伊豆の国歴史館いずしるサポーター設置規約の制定について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

報告第1号「伊豆の国歴史館いずしるサポーター設置規約の制定について」です。

資料1ページをご覧ください。

今年5月末の開館を予定している「伊豆の国歴史館いずしる」は、市が管理する施設ですが、その運営については、歴史館の活動や運営に興味と意欲を持つ多くの方々のご協力を得たいと考えております。

そこで、ボランティアとして歴史館の事業推進に協力していただけるサポーターを募集・登録するため、「伊豆の国歴史館いずしるサポーター設置規約」を制定いたしましたので報告します。

規約の本文は添付のとおりです。概要を申し上げますと、年齢は中学生以上、登録期間は登録した日の年度末までとし、引き続き活動を希望する場合には登録を更新することができます。

主な活動内容としては、歴史館内の施設案内・問合せ対応、展示室内での見守り、体験コーナー補助、体験学習・講座等の補助、学習会への参加やスキルアップのための自主活動等を想定しております。

応募者は、これまで毎月実施してきた「カウントダウン講座」の受講者が中心になると思われませんが、より多くの方にご応募いただけるよう、市の広報、HP、報道提供等により、広く周知して参ります。

募集期間は、令和8年2月2日から3月27日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

サポーターは何人くらいの登録人数を想定していますか。

■工藤文化財課長

特段、想定している人数というものはありません。

いろいろな年齢や立場の方にそれぞれ参加していただき、可能なことをやっていただくことを想定しています。

何人くらいといったことではなく、まずは対応していただける方に登録していただき、その登録していただいた方々に、それぞれができることで協力していただくという形を考えております。

■前田委員

「いずしる」がオープンした後は、サポーターのかたが常時必ず誰か一人はいらっしゃる、とい

うような形を想定して設定しているのでしょうか。

■工藤文化財課長

いえ、やはり例えば平日などについては、一般にお勤めされているかたなどは対応できないと思います。

そのため、サポーターがいない日というのも当然考えられますが、不在であっても館の職員や会計年度任用職員によって、館の運営は可能であるという設定で考えております。

■清水委員

現在、事前のサポーター講座は何人くらいの方が受講されているのでしょうか。

■工藤文化財課長

今年度、毎月1回開催している「カウントダウン講座」。これには毎回20人から30人ほどの方が継続して参加されていますので、おそらくその中からある程度の人数は応募していただけるのではないかと考えています。

■清水委員

その中には学生もいるのですか。

■工藤文化財課長

いいえ、このカウントダウン講座は基本的に平日の昼・夜が中心でしたので、学生はほとんどいなかったかと思います。

■宮代委員

今のお話に関連してですが、例えば学生から「やってみたい」という希望があった場合、この「カウントダウン講座」を受講した人でなくてもサポーターとして参加は可能なのでしょうか。

■工藤文化財課長

はい。「カウントダウン講座」は今年度の事業で、2月で最終回となります。講座を受けられなかった方であっても、実際に登録された場合には事前に研修を行うことを考えていますので、それを受けていただければサポーターとして活動可能だと考えております。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 議案第2号「令和8年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」ですが、今回は条例の一部改正が1件、新規条例が2件、権利の放棄が2件、契約の一部変更が2件、令和7年度伊豆の国市一般会計補正予算（第8号）案（教育委員会関係分）、そして令和8年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）があります。1件ずつ説明し、意見聴取を行いたいと思います。

それでははじめに、「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一

部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課の工藤です。

「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

5ページの参考資料をご覧ください。

改正の要旨ですが、令和7年12月定例会において、議員修正動議により議決された「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例」について、各規定の整合を図るために、伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正するものがあります。

改正の内容は、観覧料を設定したことによって、他の条文等への影響が生じたことから、関係する条文等を改正します。

改正内容は次のとおり。

(1) 条例名を「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例」へ改正します。(2) 趣旨、減免、不還付及び罰則に「観覧料等」を含めた規定とします。詳細は6ページの新旧対照表を参照してください。施行日は公布日とします。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の説明をお願いします。

■幼児教育課長

幼児教育課の平井です。本案について説明いたします。

7ページの議案をご覧ください。

議案名は、「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

20ページの参考資料をご覧ください。

1の「要旨」ですが、子ども・子育て支援法の規定により、特定乳児等通園支援事業を行う場合の運営について、条例で基準を定めることとされております。令和8年度から本事業を開始するに当たり、特定乳児等通園支援事業を実施する際の運営の基準を本条例で定めるものでございます。

2の「特定乳児等通園支援事業の概要」ですが、本事業は0歳6か月から満3歳未満であって、保育所等に通園していないこどもが対象となり、月10時間まで保育所等に通園することができます。令和8年度以降は、特定乳児通園支援として位置づけされ、全国で実施される給付制度になります。

なお、子ども・子育て支援法の規定により、特定乳児通園支援を行う事業者は、条例で定める基準に従い事業を実施することとなります。

3の「規定する基準の内容」ですが、国の基準に従って大きく4つのことを定めております。1つ目、特定乳児等通園支援事業者の一般原則。2つ目、特定乳児等通園支援事業所の利用定員。3つ目、こどもの適切な処遇の確保、秘密の保持。4つ目、事故発生の防止及び発生時の対応等です。

4の施行期日ですが、令和8年4月1日としております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。本案について御説明いたします。

22 ページの議案をご覧ください。

議案名は、「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定について」でございます。

24、25 ページの参考資料をご覧ください。

1の「要旨」ですが、令和8年度から乳児等通園支援事業を開始するに当たり、利用者から徴収する負担額等について条例を定めるものです。

2の「乳児等通園支援事業利用者負担額」ですが、国から利用料の標準額が示されました。このことを受け、にじいろこども園で実施するに当たり、利用乳幼児の保護者から利用者負担額を徴収するものです。利用者負担額は、規則で定めるものとし、こども1人1時間当たり300円とする予定です。

3の「規定する内容」ですが、利用者負担の金額、徴収時期、減免について定めております。

4の「施行期日」ですが、令和8年4月1日としております。

5の「その他」ですが、(1)は事業者が受領する給付額等を記載しております。「利用者負担額300円」と「市から支払われる乳児等支援給付費」を事業者が受領することとなります。(2)は、給付費の負担割合ですが、国が4分の3、県と市が8分の1ずつ負担します。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

国から示されたのは、利用者負担額がいくらであるという具体的な数字が示されたわけではないのでしょうか。

■平井幼児教育課長

国から示されたのは、参考資料の(1)にあるとおり「利用者負担額」と「乳児等支援給付費(公定価格)」の2点になります。

利用者負担額については、標準として300円。乳児等支援給付費については「基本分単価」と「加算分単価」の2種類があり、基本分単価は0歳児が1時間あたり1,700円。1・2歳児が1時間あたり1,400円になります。これをベースに、例えばお預かりしたお子さんが障害児である場合には、加算分として1時間あたり600円を加算するといった内容が示されています。

■前田委員

そうすると、これらの金額については、全国どこでも一律ということになるのでしょうか。

■平井幼児教育課長

この乳児等支援給付費につきましては、全国一律の金額です。今後、国が正式な形で定めて周知することになると思います。

利用者負担額については、あくまでも標準額として示されているもので、公立園だけでなく当然私立園でも実施することがございますので、事情に応じて定めるとと思いますので、一つの基本ラインの価格として国は示しております。

■菊池教育長

ほかに質問はよろしいでしょうか。

■菊池教育長

「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定について」、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「伊豆の国市乳児等通園支援事業利用者負担額に関する条例の制定について」は原案どおり承認されました。

続きまして、「工事請負契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設建設工事）」の説明をお願いします。

■企画課内田歴史・文化拠点施設整備室長

歴史・文化拠点施設整備室の内田です。工事請負契約の一部変更について内容を説明いたします。資料の26ページから28ページをご覧ください。

工事請負契約の一部変更についてですが、工事の名称は、「令和6年度 歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設建設工事」です。変更内容は、契約金額の変更になります。

主な変更点としましては、当初計画していた耐火被覆の施工方法及び1階壁面と3階床面の仕上げ、照明等について変更がございます。

また電話交換設備につきましても、現在、伊豆の国市の庁舎全体で電話機の入れ替えを行っており、そちらのメーカーと互換性があるものにすべきと判断に至りました。

これらの変更に伴い、契約金額を1866万7000円増額し、総額を6億6546万7000円とする変更契約を締結するものです。なお予算につきましては、入札差金がございますのでそちらで対応いたします。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

資料28ページの「4(1)建設工事」について伺います。

当初設計では1階と3階を別々で施工する予定であったが、一連で施工したほうが効率が良いため工事で施工する。この「建設工事」は建物本体に関するもので、「展示」については内装という認識でよろしいでしょうか。

■企画課内田歴史・文化拠点施設整備室長

そうですね、大枠としてはそのようなことです。

■前田委員

一連の工程を合わせて行ったほうが、効率が良いとのことで、その部分での減額があったが、結果としては全体合計で増額になったということでしょうか。

■企画課内田歴史・文化拠点施設整備室長

元々、「展示」の予算枠で仕上げを行う予定だったものを、「建設工事」の予算枠に組み入れる形に変更したため、「建設工事」の予算枠としてはその分が増額となっているところです。

■前田委員

それでは、「展示」枠予算のほうが減ったということですか。

■企画課内田歴史・文化拠点施設整備室長

「展示」の予算についても、この後の議案で説明させていただきますが、実際には増額となっております。これにつきましては、令和6年度に基本設計を行い、今年度に入ってから実設計を行いながら工事を進めていました。工事を進めていく中で、「もう少しこういったことができないか」といった変更を重ねた結果、増額となったものです。

■前田委員

減額になった項目もあったけれども、それ以上に変更などによる増額分が大きかったため、合計では増額になったという認識でよろしいでしょうか。

■企画課内田歴史・文化拠点施設整備室長

はい。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「工事請負契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設建設工事）」は、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

（意見なし）

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「工事請負契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設建設工事）」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

「工事請負契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設建設工事）」は原案どおり承認されました。

続きまして、「権利の放棄について（学校給食費）」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。「債権の放棄（学校給食費）」について説明します。

資料 29 ページに提出する議案を添付してございます。内容については、資料 30 ページの参考資料に基づき説明します。

私債権である学校給食費は、税などの公債権と異なり時効期間が経過しても債務者による時効の援用が行われないと時効が完成せず不納欠損することができません。

については、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により債権を放棄するため、議会の議決を求めることとなります。

今回放棄する権利の概要ですが、債務者は 1 人で令和 2 年度の給食費 9,680 円となっております。放棄する理由については、債務者が生活保護受給者であり、資力の回復が見込まれないことから債権を回収することが著しく困難になったためであります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「権利の放棄について（学校給食費）」は市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

（意見なし）

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「権利の放棄について（学校給食費）」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

「権利の放棄について（学校給食費）」は原案どおり承認されました。

続きまして、「権利の放棄について（幼稚園給食費）」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課

幼児教育課の平井です。本案について説明いたします。

31 ページの議案をご覧ください。

議案名は、「権利の放棄について（幼稚園給食費）」でございます。

32 ページの参考資料をご覧ください。

1の「要旨」ですが、給食費などの私債権は、時効期間が経過しても債務者による「時効の援用」が行われなければ時効が完成しません。未納の幼稚園給食費は、催告等を行ってまいりましたが、適正な債権管理の観点から徴収不能の私債権について、不納欠損処分を行うものです。なお、当該債権の権利放棄にあつては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決事項となっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

2の「放棄する権利の概要」ですが、名称は、「幼稚園給食費債権」。債務者数は1人。放棄する債権額は、平成27年度分の19,800円です。放棄する理由ですが、「時効である5年を経過した後も催告等を行ってまいりましたが、納付や納付相談もなく、債権回収が著しく困難であるためでございます。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「権利の放棄について（幼稚園給食費）」は、市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

（意見なし）

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「権利の放棄について（幼稚園給食費）」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

「権利の放棄について（幼稚園給食費）」は原案どおり承認されました。

続きまして、「業務委託契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設展示設計・製作・設置業務）」の説明をお願いします。

■企画課内田歴史・文化拠点施設整備室長

歴史・文化拠点施設整備室の内田です。業務委託契約の一部変更について内容を説明させていただきます。

資料 33 ページから 35 ページをご覧ください。

業務名称は「令和 6 年度歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設展示設計・製作・設置業務」となります。今回の変更内容は、契約金額の変更と工期の延長です。

主な変更理由としましては、当初受注者から提案された展示計画に含まれていない、国指定「北江間横穴群」について市内に在る国指定史跡であり、また北江間財産区より展示費用の支援をいただいたこともあり、ジオラマ制作や展示エリアの追加を行うことといたしました。

また、展示ケースにつきましても、当初は既製品の備品購入で予定していましたが、展示室内のデザインに統一感を持たせるため、本業務内で制作するほうが望ましいと判断いたしました。これらに伴い、契約金額を 2,871 万円増額し、全体で 3 億 2,516 万円とする変更契約を締結するものです。

なお、予算につきましては、入札差金等を使用いたします。

履行期間につきましては、建設工事が完了しないと着手できない展示エリアがあるため、建設工事の期間に合わせて当初の期限から 10 日間延長し、3 月 27 日までとするものです。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「業務委託契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設展示設計・製作・設置業務）」は市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

（意見なし）

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「業務委託契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設展示設計・製作・設置業務）」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

「業務委託契約の一部変更について（歴史・文化拠点施設整備事業 伊豆の国市文化財展示施設展示設計・製作・設置業務）」は原案どおり承認されました。

続きまして、「令和7年度伊豆の国市一般会計補正予算（第8号）案（教育委員会関係分）について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。

毎年、3月議会での補正予算は、事業執行となる補正予算の他、各事業完了に伴う減額措置、国・県の補助金確定等による予算の増減、年度末による人件費の調整、予算の繰越措置等がございますので、通常の議会での補正予算に比べると各課における補正科目が多くなっております。

補正予算の説明につきましては、学校教育課、教育施設整備課、幼児教育課、生涯学習課、文化財課の順で、それぞれ所管する課長より説明させていただきます。

■古木学校教育課長

歳入と歳出が連動するものから説明させていただきます。

43 ページの 16 款 2 項 8 目教育費補助金 1 節教育総務費補助金の 1 公立学校情報機器整備事業費補助金△18,702,000 円については、来年度から使用する児童生徒のタブレット端末購入費に対する県補助金（補助率2/3）ですが、当初予定していた予算額に対し、入札差金が生じたことから減額するものです。

それに伴う歳出ですが、52 ページの教育 ICT 利活用事業 17 節 011 タブレット端末購入費△80,073,000 円の減額としております。

44 ページをお願いします。17 款 1 項 2 目 10 節の 1 志龍塾教育基金利子 43,000 円ですが、今年度の基金利子が当初予算より多くなったことによる補正でございます。

それに伴う歳出ですが、51 ページの教育委員会事務局運営事業 24 節 02 細節志龍塾教育基金積立金として同額を増額しております。

44 ページをお願いします。18 款 1 項 3 目 2 節 教育総務費寄附金 01 細節教育振興寄附金 500,000 円については、12 月に 1 つの企業より寄附金をいただきましたので補正するものであります。

それに伴う歳出ですが、51 ページの教育委員会事務局運営事業の 24 節 03 細節教育振興基金に積立てるため同額を補正するものであります。

続きまして、歳出であります。52 ページをお願いします。

外国人児童生徒日本語指導事業においては、事業執行がなかったため全額減額としております。これは外国人児童生徒がいなかったわけではなく、他の事業の予算を活用して執行したことによるものです。

53 ページの小学校運営事業及び 54 ページの中学校運営事業の携帯電話機購入費であります。端末代金を電話料に含める形で契約したため、全額減額しております。

また、各小中学校施設維持管理事業のパソコン借上料ですが、教職員が使用する校務パソコンを更新するにあたり入札を実施した結果、差金が生じたことによりそれぞれ減額しております。

最後に 52 ページの 90 学校教育課人件費事業、53 ページの 90 小学校事務職員人件費事業、55 ページの 90 中学校事務職員人件費事業、56 ページの 90 給食施設職員人件費事業については、育児休暇職員の調整や人事院勧告による給与等の改定に対応するための予算を計上しております。

説明は以上です。

■植松教育施設整備課長

歳入と歳出の連動するものから説明させていただきます。

小学校・中学校一括で行う工事の関係がございますので、市内 8 小中学校のガラスフィルム改修工事と長岡中学校屋内運動場屋根外壁改修工事についての歳入と歳出につきまして併せて説明させていただきます。

資料 4 2 ページをご覧ください。

歳入分として、15 款 2 項 5 目教育費補助金、1 節小学校費補助金、2 学校施設環境改善交付金 10,333,000 円及び 2 節中学校費補助金、2 学校施設環境改善交付金 18,541,000 円について、また歳出分として、資料 53 ページ、10 款 2 項 1 目小学校総務費 14 節小学校施設維持補修事業 01 細節ガラスフィルム改修工事。資料 54 ページ、10 款 3 項 1 目中学校総務費 14 節 01 細節ガラスフィルム改修工事。

併せて、14 節 02 細節屋外運動場屋根外壁改修工事になりますので併せて説明させていただきます。

こちらの予算は、令和 8 年度に事業実施するべく、令和 8 年度当初予算として計上しています。

しかし、市内 8 小中学校のガラスフィルム改修工事と長岡中学校屋内運動場屋根・外壁改修工事につきまして、令和 7 年度に事業を前倒しすることにより、今年度中に事業採択を受けることで、有利な補正予算債を活用できることから、補正予算に計上するものです。

通常であれば交付金の内定は 4 月下旬頃となりますが、前年度に予算を前倒しておくことで、1 月下旬過ぎに内定が下りる予定となっており、3 月上旬には交付決定を受けることができるとされています。これにより年度当初からの事業実施が可能となるため、夏季休暇期間中の施工に向けた準備期間を十分に確保することができます。

資料 38 ページをご覧ください。

事業実施は令和 8 年度となるため、繰越をいたします。

資料 53 ページをご覧ください。

この先の説明は事業完了による工事費及び委託料の減額となるため、各ページ一括で説明をさせていただきます。

資料 53 ページ、10 款 2 項小学校費 1 目 12 節 70 細節耐力度調査委託料。こちらは事業完了による減額です。

14 節 42 細節屋外トイレ洋式化改修工事の 5,459,000 円の減額。14 節 43 細節体育館電気設備改修工事の 8,492,000 円の減額。8 事業小学校施設照明 LED 化推進事業 14 節 01 細節校舎 LED 化工事の 68,000,000 円の減額となります。

資料 54 ページをご覧ください。

10 款教育費 3 項中学校費 1 中学校施設維補修事業になります。14 節 41 細節急傾斜地対策工事の 1,870,000 円の減額。14 節 42 細節体育館電気設備改修工事の 8,036,000 円の減額。

続きまして、長岡中学校大規模改修事業になります。

資料 55 ページをご覧ください。

14 節 01 細節北校舎外壁改修工事の 18,054,000 円の減額。

続いて、中学校施設照明 LED 化推進事業の 14 節 01 細節校舎 LED 化工事。53,000,000 円の減額。

金額の大きかったもの、LED 化工事などは入札の関係もあり、金額として大きな減額となっております。説明は以上です。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

資料 41 ページの中段をご覧ください。

15 款国庫支出金 1 項国庫負担金 7 節保育園等費負担金 1323 万 1000 円。内容としては、私立園、市外の保育園への、運営費の補助に係る交付金になります。当初見込んだ金額よりも支出が増えたことにより、国からの交付金が増えるものでございます。

資料 49 ページをご覧ください。

3 款民生費 4 項保育園等費 1 民間市外施設運営助成事業です。さきほど申しました、国からの交付金に係る部分がこの部分に連動する形になります。年度当初このくらいの子どもたちが通うだろうと見込んだ分について精査をしていたところ、特に市外に通う子どもたちが予想より多かったということで、ここを増額してございます。

続きまして、4 事業保育対策促進事業については、事業の内容として、一時預かり事業、年度途中入所サポート事業、乳児・乳幼児保育事業、障害児保育事業という事業があります。これらについて、それぞれ児童の見込みが違ったこと、もしくは実施する事業者が行わなかった部分について減額するものです。

続きまして、2 のあゆみ保育園費 10 需要費、あゆみ保育園給食調理事業。1 のにじいろこども園費 10 需用費、にじいろこども園給食調理事業です。賄い材料費につきまして、当初見込んだ年間の園児の見込み誤りがあったことから減額するものでございます。

続きまして、資料 52 ページ。

92 幼児教育課職員人件費事業です。今年度、当初見込んだ時間外数よりも増えたことにより増額するものでございます。要因としましては、人事異動によりまして、経験の少ない職員が増えたことから、一つずつの事業について時間がかかるということで時間外が増えております。説明は以上です。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課近藤です。生涯学習課が所管する部分について説明させていただきます。

はじめに、歳入と歳出が連動するものから説明させていただきます。

資料 57 ページをご覧ください。

歳出の、10 款 6 項 5 目社会教育施設費、5 新市民交流センター整備事業の説明をいたします。

新市民交流センター整備事業は、施工監理業務委託料 3,410,000 円、新市民交流センター整備工事 92,290,000 円の合計 95,700,000 円を計上しております。

これは財源である、国の地域未来交付金の対象事業費となります。地域未来交付金の申請において、令和 7 年度の国の補正予算にエントリーした場合で、かつ地方公共団体においても補正予算を計上した場合は後ほど詳しい説明をしますが、補正予算債の適用となるためここで計上するものです。

資料 47 ページをご覧ください。

22 款 1 項 7 目教育債 15 節新市民交流センター整備事業債、1 一般補助施設整備等事業債（補正予算債）です。

当初予算では、事業債の充当率が 75%で 37,800,000 円、地方交付税の算入率が 30%の事業債となりますが、補正予算で計上した場合、充当率 100%で 47,800,000 円、地方交付税算入率 50%となり、より有利となるため、補正予算に計上するものです。

事業実施は、令和 8 年度となるため、資料 38 ページにありますとおり、繰越をいたします。

次に歳出、資料 56 ページをご覧ください

10 款 6 項 1 目社会教育総務費 1 社会教育委員会運営事業の社会教育委員報酬であります。当初見込んでおりました臨時会を開催しなかったこと、会議、研修の参加実績により減額補正しております。

次に資料同ページ。

4 地域学校協働活動推進事業の地域学校推進活動推進員報酬であります。実働学校数、委嘱者数、会議や実活動の回数や出席率により減額補正しております。

次に資料同ページ及び 57 ページ。

90 生涯学習課職員人件費事業であります。一般職給料、手当など、人事院勧告による増額分と職員の育休に伴う減額分の差引額を、減額補正しております。

次に資料 57 ページ。

10 款 7 項 1 目保健体育総務費 3 保健体育総務事業のスポーツ賞賜金であります。現在までの申請及び今後の見込み件数を踏まえ、減額補正しております。

次に資料 58 ページ。

10 款 9 項 1 目図書館費 90 図書館人件費事業であります。一般給料、手当など人事院勧告による増額分を増額補正しております。説明は以上です。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

まず歳入ですが、資料 42 ページ、43 ページをご覧ください。

15 款国庫支出金 2 項 5 目 3 節 1 細節埋蔵文化財調査事業費補助金と、16 款県補助金 2 項 8 目 3 節 1 細節埋蔵文化財調査事業補助金です。いずれも、補助金交付額が決定したため、減額となっております。

次に、44 ページをお願いします。

17 款財産収入 1 項 2 目 9 節 1 細節葦山反射炉保全基金利子です。利子の金額が確定したため、増額するものです。連動して、58 ページ、10 款文化財保護費 8 項 3 目 24 節 1 細節葦山反射炉保全基金利子積立金を増額しております。

45 ページをご覧ください。

21 款諸収入 5 項 8 目 8 節 2 細節文化財講演会資料代です。葦山城跡の国史跡指定記念シンポジウムを今年度中に開催する予定でしたが、これを令和 8 年 5 月末開館の伊豆の国歴史館の開館記念シンポジウムとして実施することとなったため、減額するものです。

続いて歳出です。

57 ページをご覧ください。

10 款 8 項 1 目文化財保護審議会運営事業ですが、文化財保護審議会アドバイザー謝礼と公務補助者費用弁償について、専門家による資料調査が、想定より短期間で終了したため、残余を減額いたします。

史跡等整備調査委員会運営事業では、委員会の開催実績及びリモート参加による旅費の減少から、減額補正としました。

文化財課職員人件費事業については、当初の想定より各事業の業務量が増加したため、時間外手当の増額を行っております。説明は以上です。

■古木学校教育課長

「令和 7 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 8 号）案（教育委員会関係分）について」の説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「令和 7 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 8 号）案（教育委員会関係分）について」市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

（意見なし）

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和 7 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 8 号）案（教育委員会関係分）について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

「令和 7 年度伊豆の国市一般会計補正予算（第 8 号）案（教育委員会関係分）について」は原案

どおり承認されました。

続きまして、「令和8年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

「令和8年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）について」説明いたします。

資料につきましては、本日配布しました「令和8年度当初予算案概要説明資料」を併せてご覧ください。当初予算案の説明につきましても、補正予算案と同様の順で各課から説明いたします。

■古木学校教育課長

学校教育課については、3款民生費の5項3目学童保育費の中に放課後児童クラブに関する予算と10款教育費の1項の教育総務費2項の小学校費、3項の中学校費、5項の学校給食費が主なものとなります。

令和8年度については、教育委員会事務局運営にかかる経費や学校教育課職員の人件費、小中学校の運営、維持管理に関する経費や支援員、用務員、学校司書等の人件費、学校給食施設の調理及び維持管理における経費や職員の人件費等、経常的経費が主なものとなっております。

その中で、令和8年度の新規事業や令和7年度から拡充している事業を中心に説明させていただきます。はじめに、令和8年度新規事業になります。

資料91ページ、概要説明資料5ページをお願いします。

学校の在り方検討事業であります。

本市においても少子化が急速に進むなか、児童生徒数の減少や将来的な学校規模の更なる小規模化が見込まれている。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されることが望ましいことから、学校の適正規模・適正配置化の見直しに取り組むため、12月の定例教育委員会で報告させていただきましたが、現在庁内検討委員会にて現状に沿った適正規模・適正配置の基本方針（案）について検討し始めております。

令和8年度9月以降になろうかと思いますが、この基本方針（案）を諮問するため、有識者を交えた「学校の在り方検討委員会」の設置を考えており、その委員報酬等を計上しております。

次に、資料95ページ、概要説明資料14ページをお願いします。

校内教育支援センター運営事業であります。

不登校から学校復帰する段階にある児童や不登校の兆候が見られる児童が学校内で安心して学習するほか、相談支援を受けられるようにするため、校内教育支援センターを長岡南小学校、葦山小学校、大仁小学校に設置し、不登校を未然に防ぐとともに、不登校児童の登校復帰を支援するた

めに各1人、支援員を配置するための予算を計上しています。また、こちらの人件費については県から3分の2の補助を受ける予定となっております。

続いて、拡充事業となります。

資料95ページ、概要説明資料13ページをお願いします。

小学校水泳授業外部委託モデル事業であります。

令和7年度は、長岡南小学校、長岡北小学校を対象に実施した小学校の水泳事業を「プールさんゆう」を活用して実施しましたが、令和8年度においては、この2校に加え大仁北小学校を新たに実施するため、講師委託料やバス借上げ料を増額しております。

次に、資料99ページ、概要説明資料15ページをお願いします。

小学校就学支援事業であります。

これまで、新たに入学してくる児童生徒においては、当該年度の実績において扶助費を支給しておりましたが、令和9年度の新入生について、就学前に支給するため、4人分の扶助費を増額しております。

次に、資料の127ページ、129ページ、130ページをご覧ください。

各給食施設調理事業（賄材料費）であります。

概要説明資料は19ページになります。

1月の臨時教育委員会で承認をいただきました給食費の改定に対応するための予算を計上しております。中学校、幼稚園についての差額相当分を国の物価高騰重点支援地域創生臨時交付金16,625,000円を充当しております。

また、小学校においては、給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる無償化に対応するための予算措置をしております。国の基準額である月額5,200円分相当分となる109,595,000円は、県補助金として入ってきます。また、差額相当分は、中学校等と同様に国の物価高騰重点支援地域創生臨時交付金12,434,000円を充当する予定であります。

その他、概要説明資料6ページの幼保小中グローバル教育事業ではありますが、教育委員の皆様にも視察していただきましたオンライン英会話について、令和7年度は補正予算により対応しましたが、令和8年度よりALT派遣料の中に含めて契約しますので、引き続き各中学校において実施してまいります。

また、昨年、ご寄附をいただき、教育振興基金に積み立てた寄附金800,000円（1個人300,000円、1企業500,000円）については、各学校の図書館運営事業の図書購入費に、小学校はそれぞれ50,000円、中学校はそれぞれ100,000円を上乗せし予算を計上させていただいております。残りの200,000円は、公立図書館の図書購入費に充当しております。説明は以上です。

■植松教育施設整備課長

教育施設整備課です。令和8年度の新規事業、主要事業等について説明させていただきます。
資料 130 ページ、概要説明資料 20 ページをお願いします。

目的から説明いたします。教育施設整備課で行うすべての事業の目的につきましては、各施設学校給食施設、小学校施設、中学校施設等の健全な状態で運営できるように維持補修するための経費を予算化しております。子ども達に安全で安心な環境を提供できるように維持することを目的としております。

学校給食施設維持補修事業の主な事業は、伊豆長岡学校給食センター受変電設備改修工事になります。

この工事は、PCB という人口的に作られた、主に油状の化学物質を含む電気機器を適正に処理し、その機器を更新するものです。

財源としましては、公共施設等総合管理基金 3,300,000 円を活用することとしております。

次に資料 97 ページ、概要説明資料 21 ページをお願いします。

小学校施設維持補修事業です。

主な事業内容をご説明いたします。

まずは、ガラスフィルム改修工事です。

この工事は、老朽化した飛散防止ガラスフィルムを撤去し、飛散防止及び遮熱性能を有するフィルムへ更新する工事となります。全体の完成には同じ予算規模でもう1年実施する必要があります。

財源としましては、経費の1/3が補助される学校施設環境改善交付金 10,333,000 円及び、学校教育施設等整備事業債 18,600,000 円を活用することとしています。

次に、長岡南小学校受水槽設置工事です。

この工事は、地下式の受水槽を現行の建築基準法に合わせた、地上式の水槽へ更新する工事となります。

財源といたしましては、緊急防災・減災事業債 45,400,000 円を活用することとしております。

次に資料 113 ページ、概要説明資料 22 ページをお願いします。

中学校施設維持補修事業です。

この事業は、中学校施設を健全な状態で運営できるように維持・補修するための経費であり、生徒たちが安全に安心して学ぶことができる教育環境を維持することを目的としております。

主な事業内容をご説明いたします。

まずは、ガラスフィルム改修工事です。

この工事は、小学校の事業と同様に老朽化した飛散防止ガラスフィルムを撤去し、飛散防止及び

遮熱性能を有するフィルムへ更新する工事となります。全体の完成には同じ予算規模でもう1年実施する必要があります。

財源としましては、経費の1/3が補助される学校施設環境改善交付金 24,000,000 円及び学校教育施設等整備事業債 7,200,000 円を活用することとしております。

次に、長岡中学校屋内運動場屋根・外壁改修工事です。

この工事は、経年劣化による塗装の剥離等を補修する屋根及び外壁の塗装改修工事となります。

財源といたしましては、学校教育施設等整備事業債 36,000,000 円を活用することとしております。

次に資料 80 ページ、概要説明資料 23 ページをお願いします。

放課後児童クラブ維持補修事業です。

主な事業内容をご説明いたします。

照明 LED 化改修工事です。

この工事は、全ての施設において既存の蛍光灯対応器具から LED 専用器具へ更新する工事となります。

財源としましては、こども・子育て支援事業債 3,400,000 円を活用することとしております。

説明は以上です。

■平井幼児教育課長

幼児教育課所管の新規事業主要事業等につきましてご説明いたします。

予算書は 81 ページ、概要説明資料 24 ページをご覧ください。

3 款 6 項 1 目保育園等総務費、1 民間・市外施設運営助成事業です。

この事業は市内の民間保育園、こども園及び小規模保育所、伊豆の国市の子どもたちが通っている市外の保育園、こども園等に対する運営費の助成及び4月1日から開始される乳児等通園支援事業を実施する市内外の民間園等に対する助成です。

財源は保護者負担金と市内児童受託負担金、国庫負担金及び県負担金等となっております。

次に、4 保育対策促進事業です。

概要説明資料は 25 ページを併せてご覧ください。

この事業は子どもの保護者が子育て支援事業や市内民間保育園、こども園を利用しやすい環境を整えるため補助を行うものです。

12 節 70 細節の病児保育業務委託料は、病児保育事業を委託している順天堂大学医学部附属静岡病院への委託料です。18 節 20 細節の保育対策等促進事業費補助金は、一時預かり事業などを行っている市内民間保育施設に対する補助金です。18 節 22 細節の保育人材確保事業費補助金は保育士の補助を行う保育補助者や保育支援者を雇い上げ、保育の体制を強化し保育士の業務負担の軽減や

勤務環境の改善等を行う民間施設に対して、その費用の一部を補助するものです。財源については、国庫補助金および県補助金を活用いたします。

18 節 23 細節の給食費物価高騰分支援補助金は、給食を提供している市内の民間保育所等の賄い材料費に対し、物価上昇分を 20%と見込み、その相当額を補助するとともに保護者の負担軽減を図るものです。

予算書の 82 ページ、概要説明資料の 26 ページをご覧ください。

7 保育士等配置事業ですが、この事業は保育所等の運営に関わる正規保育士の不足を補うため、会計年度任用職員を任用するものです。任用の内訳ですが保育士 44 人、看護師 1 人、保育支援員 6 人、事務補助 1 人になります。

次に、8 保育園等運営総務事業です。

概要説明資料は 27 ページを併せてご覧ください。

13 節 30 細節の業務効率化支援システム使用料は、保育士等の負担軽減のため導入している業務効率化支援システム、通称コドモンの使用料です。

18 節 20 細節幼稚園等遠距離通園助成は市内幼稚園等に通園する 3 歳以上クラスの子どもの保護者のうち、最寄りの幼稚園等までの通園距離が片道 3 キロ以上の場合に、その通園費用の一部を助成するものです。令和 8 年度の対象者は 45 人を見込んでおります。

次に事業番号 10 保育園給食調理員配置事業です。

概要説明資料は 28 ページを併せてご覧ください。

この事業は公立保育園 2 園において、自園で調理した給食を園児に提供するため、栄養士および調理員を配置するものです。

会計年度任用職員の栄養士を各園 1 人ずつ、調理員を各園 6 人ずつ配置し、献立の作成、アレルギー対応、調理の衛生管理、食育等の業務を行います。

次に、事業番号 11 子ども子育て支援事業です。

概要説明資料は 29 ページを併せてご覧ください。

この事業は幼児教育保育無償化により 3 歳から 5 歳児の子どもや、非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の子どもについて、新制度に未移行幼稚園の施設利用料や、預かり保育料等を助成することにより、保護者の負担軽減を図るものです。

財源は国の交付金と県費負担金等を活用いたします。

予算書 83 ページ、概要説明資料は 30 ページをご覧ください。

13 英語で遊ぼう事業ですが、この事業は外国人の先生と一緒に英語の歌を歌ったりゲームをしたり、楽しく英語で遊ぶ機会を設けることにより、幼児期から自然な形で無理なく英語や異文化に触れ合う環境作りを推進するものです。

3歳以上を対象に英語に触れ合う事業を実施する民間保育所等に1クラス40万円を限度として補助金を交付するものです。

次に、14 私立園認定こども園整備支援事業です。

概要説明資料は31ページを併せてご覧ください。

この事業は、市内の私立園が新たに園舎の整備に対し補助するものです。対象は社会福祉法人ちとせ会が運営する葦山保育園を移転・こども園化の整備に要する費用となります。財源は国の交付金を活用いたします。

予算書84ページ。3款6項2目あゆみ保育園費3あゆみ保育園給食調理事業。

予算書86ページ。3款6項3目ひまわり保育園費3ひまわり保育園給食調理事業。

予算書88ページ。3款6項4目にじいろこども園費3にじいろこども園給食調理事業のうち、10節21 細節賄い材料について一括してご説明いたします。

概要説明資料は32ページを併せてご覧ください。

賄い材料費は物価高騰により令和2年度と比較して20%相当分を増額して計上しております。この増額分については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給食費の保護者負担を抑制してまいります。

予算書の88ページ、概要説明資料は33ページをご覧ください。

3款6項4目にじいろこども園費3にじいろこども園給食調理事業。

12節70 細節給食調理業務委託料は、給食調理業務、食器の洗浄と保管、衛生点検及び記録保持等の業務を委託するものです。

予算書の123、124ページ、概要説明資料は34ページをご覧ください。

10款4項1目幼稚園総務費4幼稚園施設維持補修事業です。

令和8年度は富士美幼稚園南園舎の屋根防水工事、のぞみ幼稚園職員室の空調機器取り替え及び遊戯室の空調機器取り付け工事その他小規模工事を行います。

次に5幼稚園教諭等配置事業です。概要説明資料は35ページを併せてご覧ください。

この事業は幼稚園の運営に関わる正規幼稚園教諭の不足を補い、負担の軽減を図るため、会計年度任用職員を雇用するものです。任用の内訳ですけれども、幼稚園教諭13人、保育支援者3人となります。

6幼稚園運営総務事業です。概要説明資料は36ページを併せてご覧ください。

13節39 細節業務効率化支援システム使用料は、保育園等運営総務事業でも説明いたしましたが、現在導入している業務効率化支援システム、通称コドモンの使用料です。説明は以上です。

生涯学習課近藤です。生涯学習課の令和8年度新規事業、主要事業等について説明させていただきます。

資料132ページ、概要説明資料40ページをお願いします。

地域学校協働活動推進事業です。

この事業は、地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校と行政が相互に連携・協働して「学校を核とした地域づくり」を目的とした事業です。

財源としましては、県補助金であります地域学校協働本部事業費補助金788,000円を活用することとしております。令和8年度に3中学校及び葦山小学校に地域学校協働本部を設置し活動していきたいと考えております。

次に資料同ページ、概要説明資料37ページをお願いします。

公共施設予約システム維持管理事業です。

この事業は、現在契約している富士通が予約システム事業から撤退するため、新システムを導入するものです。令和8年度内に新旧システムのデータ移行を行い、12月から新旧システムを並行稼働する予定でおります。令和9年4月からは完全移行となります。

財源は、国の地域未来交付金7,407,000円を活用することとしております。

今後のスケジュールですが、資料の訂正がございます。令和8年度を令和7年度に、令和9年度を令和8年度に訂正をお願いします。

スケジュールは、資料のとおりとなります。

次に資料136ページ、概要説明資料38ページをお願いします。

新市民交流センター整備事業です。

この事業は、1月の臨時会でも説明しましたが、大仁くぬぎ会館が、令和9年3月31日をもって使用できなくなることから、その機能移転として、旧田京幼稚園を多世代交流拠点施設（児童厚生施設、まちづくり団体交流プラットフォーム、貸出施設の機能を有する施設）として整備するものです。

財源は、国の地域未来交付金47,850,000円、一般補助施設整備事業債37,800,000円を活用することとしております。先ほどの補正予算が可決された場合は、令和8年度に教務委託料の工事費を減額補正する予定です。

次に資料137ページ、概要説明資料39ページをお願いします。

スポーツ教室実施事業です。

この事業は、スポーツ体験講座（スポーツラブ）として、運動の苦手な子どもを対象に基本的な運動指導を実施し、運動を楽しむ気持ち、集団で活動する力を身に付ける機会を提供することを目的に実施しております。

令和8年度は小学生に加え、新たに未就学児の講座を実施する予定です。

また、自転車体験会は、自転車の楽しさや魅力を伝えるため、未就学児を対象に「30分で乗れる自転車教室」を実施する予定です。

財源は、ライフスポーツ財団の子ども活動支援金1,000,000円を活用することとしております。説明は以上です。

■工藤文化財課長

文化財課です。資料141ページをご覧ください。

8項2目文化財保護費のうち、2埋蔵文化財整理事業です。概要説明資料は47ページになります。

この事業は、市内遺跡の発掘調査で出土した遺物の整理作業を行い、発掘調査報告書等にまとめて刊行するものです。また、必要に応じて、出土遺物の整理と保存処理を委託事業として実施します。令和8年度は、平石古墳出土鉄製品の保存処理を予定しています。

次に、資料142ページ、8項2目文化財保護費のうち、3文化財管理事業です。概要説明資料は46ページになります。

この事業は、文化財課が所管する文化財・施設・土地等を適切に維持管理するとともに、指定文化財所有者による文化財の保存活用にかかる補助金を交付致します。

令和8年度は、史跡「大師山横穴群」の階段手すり設置工事を実施します。

また、「国指定重要文化財江川家住宅」の内、肥料蔵保存修理及び「国指定重要文化財葦山代官江川家関係資料」の内ボートホーウィツル砲車保存修理に補助金を交付致します。いずれも、国県補助金の随伴となります。

次に、資料142ページ、4葦山城跡保存活用事業です。概要説明資料は44ページになります。

この事業は、葦山城跡の適切な保護・環境整備に努めるとともに、歴史的価値についての周知を行います。令和7年度9月に、葦山城跡及び付城跡群が国指定史跡となったことを受け、葦山城跡シンポジウムの開催や、全国的な城郭関係イベントである「お城 EXP02026」へのブース出展を予定しています。

次に、資料142ページ、5守山中世史跡群保存活用事業です。概要説明資料は42ページになります。

この事業は、守山中世史跡群（史跡北条氏邸跡・伝堀越御所跡・願成就院跡）の保存・活用及び普及啓発を推進する事業です。伝堀越御所に接する民有地について、史跡への追加指定を進めております。そのために必要な手続きとして、令和8年度に当該土地の用地測量、不動産鑑定、物件補償調査を実施します。なお、この土地は、令和9年度に国の補助金を活用して市が買い上げ、公有地化を図る予定です。

次に、資料 143 ページ、3 目 葦山反射炉費のうち、1 世界遺産推進事業です。概要説明資料は 43 ページになります。

この事業は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である葦山反射炉について、市内外にその歴史的価値や世界遺産としての価値を発信していく事業です。

主な支出は「明治日本の産業革命世界遺産協議会」加盟団体としての負担金や、市民団体である葦山反射炉を愛する会への補助金（市単費）等となります。

次に、資料 143 ページ、2 葦山反射炉ガイダンス施設等維持管理事」です。概要説明資料は 45 ページになります。

これまで同様、葦山反射炉ガイダンスセンターの適正な維持管理に努めてまいります。主な支出としては、正面入口自動ドアの修繕費や、会計年度任用職員 6 人分の報酬、施設維持管理のための各種委託料となります。

資料 144 ページをお願いします。4 歴史ガイド運営事業です。概要説明資料は 48 ページになります。

この事業は、葦山反射炉をはじめとする市内各所の史跡等に来訪した観光客や校外学習の小中学生に対して、歴史ガイドが、わかりやすい説明を行い、本市の歴史文化の理解促進を図ります。また、外国人旅行者等には外国語ガイドが対応します。主な支出は、歴史ガイド委託料となります。

資料 145 ページをお願いします。4 目 歴史・文化拠点施設費のうち、1 伊豆の国歴史館維持管理事業です。概要説明資料は、41 ページになります。

令和 8 年 5 月 31 日に開館予定の「伊豆の国歴史館いずしる」を、適切に管理・運営していくための事業です。

主な支出は、会計年度任用職員 5 人の報酬、パンフレットやチケットロール紙等の印刷製本費、光熱水費、施設維持管理のための各種委託料、飲料設備（自動販売機）や券売機の借上料等となります。説明は以上です。

■古木学校教育課長

以上が令和 8 年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）の説明となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

定例会議の時間がないので致し方ない面もありますが、非常に大事なところですので、事前に資料をいただいて確認したかったというところがあります。

限られた時間の中で一点お聞きしたいのですが、令和 8 年度当初予算概要説明資料 13 ページの「小学校水泳事業委託モデル事業」についてです。これは 10 単位の授業を行うとのことですが、

5日間という理解でよろしいでしょうか。

この5日間というのは、通常の他の学校で実施している授業と同じ時間が確保できるということでしょうか。

■古木学校教育課長

通常、小学校でプール授業を行う場合は45分間という枠組みですが、今回の「プールさんゆう」へ来るケースでは、小学校の授業2コマ分を、移動とプールでの授業時間に充てます。

プール内での授業時間は、基本的に25分間の授業を2回行う想定です。通常の学校での授業でも、教室での着替え、移動、入水、その後の着替えと戻りの時間を考慮すると、実際にプールに入っている時間は20分から25分程度となります。

そのため、1回の訪問で2単位分を実施し、それを5日間行うことで、1日2単位の、計10単位とする計算で進めております。

■前田委員

他の学校も同様の時間を確保している、ということですね。

今回、大仁北小学校が新たに加わるとのことですが、他の学校については今後どのようにお考えでしょうか。

■古木学校教育課長

「プールさんゆう」の活用については、今年度は月曜日の休館日を利用して長岡南小学校、水曜日を利用して長岡北小学校で実施してきました。「プールさんゆう」と調整する中で、大仁北小学校についても水曜日を活用して行う予定です。

ただ、一般利用者がいる中で並行して実施する面もあり、今後の児童数の減少などを見ながら、来年度以降は、例えば水曜日だけでなく他の平日を1日利用できるといった状況になれば、さらに枠を広げていきたいと考えています。

そのあたりの兼ね合いを調整しながら、徐々に広げていければと思っております。

■前田委員

ちなみにこれは何年生が対象ですか。

■古木学校教育課長

1年生から6年生になります。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

「令和8年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）」について市長に述べる意見はありますか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和8年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

「令和8年度伊豆の国市一般会計当初予算案（教育委員会関係分）について」は原案どおり承認されました。

これで「令和8年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」はすべて承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第3 議案第3号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課です。議案第3号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」説明します。

伊豆の国市文化財保護審議会に対し、伊豆の国市文化財保護条例第25条で準用する第4条の規定に基づき、伊豆の国市指定有形文化財及び記念物の指定について諮問することに承認を求めるものであります。

諮問内容は次のとおりです。資料2ページをご覧ください。

市内長岡に所在する宗徳寺に保管されている彫像の残欠16軀及び彫像断片7点となります。これらを有形文化財（彫刻）として指定しようとするものです。指定理由は、いずれも平安時代後期の特徴を有しており、この時期の彫刻がまとまって伝来している例は稀であるとともに、伊豆の国市の彫刻史上重要な価値を持っているためです。各彫像の名称及び写真は、4ページから6ページをご参照ください。

なお、所有者である宗徳寺には、8ページのとおり承諾を得ております。

続いて、3ページをご覧ください。

市内中條に所在する眞珠院の境内にある摩崖仏です。守山南麓の岩をほりくぼめて形作られた阿弥陀如来立像であることから、史跡として指定しようとするものです。指定理由は、貞治2年（1363年）の銘文を持つ市内最古の摩崖仏であり、祭祀信仰に関する貴重な遺跡であるためです。所在場所は9ページを、写真は10ページをご参照ください。

この摩崖仏は、従来「中世在銘石造物群」のひとつとして市の指定文化財となっておりましたが、

摩崖仏であり、土地と不可分であるということから、今回独立した史跡として改めて指定する方針であります。

なお、所有者である眞珠院からは、11 ページのとおり承諾を得ております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第3号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第3号「伊豆の国市文化財保護審議会への諮問について」は、承認されました。

これで、本日予定されておりました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、1月定例会を閉会といたします。

令和8年 月 日

署名委員

署名委員